

## 別紙1 特典「サイバープロテクター」に関するご案内

当サービスにおける特典「サイバープロテクター」とは、下記の内容になります。当サービスの加入者はサイバープロテクター規約上、「加入者」もしくは「記名加入者」と表現されます。なお、特典の内容は、当社の裁量により、変更される場合があります。詳細は別紙のサイバープロテクター規約をご確認ください。

1. 次のいずれかに該当する事故に起因して、加入企業に対して損害賠償請求がなされたことにより加入企業が被る損害に対して、1,000万円を限度に保険金をお支払いします。なお、免責金額は一律**20万円**と設定しております。
  - a. 情報の漏えいに起因する賠償損害
  - b. 情報システムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等
2. 1. のa. 及びb. に対する事故対応費用、法律相談費用、事故原因・被害範囲調査費用（フォレンジック費用）、広告宣伝活動費用、コンサルティング費用、見舞金・見舞品購入費用を、**300万円**を限度に保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、免責金額は一律**20万円**と設定しております。
  - a. 公的機関に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告に限り、
  - b. 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
  - c. 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
  - d. 公的機関からの通報

### ■契約内容

株式会社MHドリーム（サイバープロテクター提供会社）と株式会社バリュー・エージェントでサイバープロテクター契約を締結しています。

当サービスの特典であるサイバープロテクターは、サイバープロテクターサービス規約に従い履行されるものとします。詳細は当社までお問い合わせください。

### ■給付金をお支払いしない主な場合

◆次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害

- ①偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
- ②国または公共団体の公権力の行使（法令等による規制または要請を含みます。）
- ③加入者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為

◆情報システムの所有、使用、管理等に起因する業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供される情報システム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

- ①加入者が行う、他人が使用することを目的とした情報システム<sup>(注)</sup>の所有、使用または管理
- ②加入者が他人のために開発、作成、構築または販売した情報システム、プログラムまたは電子情報
- ③加入者が製造または販売した商品、サービス等に含まれる情報システム、プログラムまたは電子情報

(注) 加入者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、加入者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを除きます。

### ■サイバープロテクター使用時の手続き

情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれがあった場合は、電話にて報告を行って下さい。給付事故の受付をし、フォレンジック作業をおこないます。フォレンジック作業に際しては、加入企業への立ち入り、情報機器へのログイン、UTMや入室システムのログ等をご提供いただく場合がございます。

事故報告後、当社及びサイバープロテクター提供会社の依頼に応じて、事故の状況の報告及び必要書類を提出してください。

### ■損害賠償請求がなされた場合のお手続について

◆損害賠償請求がなされた場合の当社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに次の事

項を当社にご連絡ください。なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく当社に書面によりご通知いただく必要があります。

◆給付金のご請求時にご提出いただく書類

加入者または給付金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が給付金のご請求を行う場合は、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は、当社にご相談ください。

◆示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください。